❑ 2026年度 コージェネ設備導入関連優遇税制措置

所管省庁	税制		措置概要、対象条件等	設備取得期間	税制詳細参考URL
経済産業省	①	**大胆な設備投資の促進に向けた税制** 産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づく取得設備が対象 ※②および③との重複適用なし	**即時償却 又は 税額控除7%** **（建物、建物附属設備及び構築物は4%）** ・生産等設備が対象 ・投資下限額：35億円以上（中小企業等は5億円以上） ・ROI水準：15%以上	2029.3.31までに計画確認を受けた後、5年間	大胆な設備投資の促進に向けた税制
	②	**カーボンニュートラルに向けた投資促進税制** 産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づく取得設備が対象	**炭素生産性の向上率に応じて最大8%（中小企業者等は最大10%）の税額控除 又は 30%の特別償却** ・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備が対象	2028.3.31までに計画認定を受けた後、3年間	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（拡充・延長等）
	③	**中小企業経営強化税制** 中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資が対象	**特別償却 又は 税額控除7%（特定中小企業者等は10%）** ・生産等設備が対象 ・最新モデルである必要はない ※コージェネ財団が証明書発行団体となっている（会員企業のみ）	～ 2027.3.31	中小企業経営強化税制 工業会証明書の取得の手引き
	④	**中小企業投資促進税制**	**特別償却30% 又は 税額控除7%** **（税額控除は資本金3千万円以下の中小企業者等に限る）**	～2027.3.31	中小企業投資促進税制
	⑤	**生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置** 市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業が対象	**固定資産税（通常、評価額の1.4%）の特例** ・計画中に1.5%以上の賃上げ表明：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に3%以上の賃上げ表明：5年間、課税標準を1/4に軽減	～2027.3.31	生産設備等導入制度による支援
	⑥	**中小企業防災・減災投資促進税制** 「（連携）事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者が対象	**特別償却16%** ・自家発電設備等が対象	2027.3.31までに計画認定を受けた後、1年間	中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領